

# ◇◇◇工事届受付の流れ◇◇◇

## ◇建設課での主な調整事項

都市計画区域	都市計画区域及び準都市計画区域外
用途地域	指定なし
建ぺい率	70% 建築基準法に準ずる
容積率	400% 建築基準法に準ずる
接道義務	なし
電波障害	届出等なし
消防との事前調整	金武地区消防衛生組合(968-5166 予防課)

\*本町は、都市計画区域外となっており、容積率・建ぺい率とも町の指定率はなく 基準法の率を目安にしています。

### 【建築工事届出の添付書類等】

- ※記入済みの工事届 第1面～第4面
- ・位置図、求積図、配置図、平面図、立面図、断面図等
  - ・浄化槽等の放流先が確認できる図面  
(上記図面で確認できれば別途添付必要なし)
  - ・浄化槽設置の場合は、保健所で受講する浄化槽設置者講習会の受講済証の写し。
  - ・農地法5条等の許可を受けている方は、許可の写し。

### 《大規模行為》

高さ	13m 以上
建築面積	1,000 m <sup>2</sup> 以上
開発行為	3,000 m <sup>2</sup> 以上

\*大規模行為、景観条例については、  
企画課 968-6262 へお問い合わせください。

### 《赤土等流出防止条例》

事業行為：県	1,000 m <sup>2</sup> 以上
開発行為：町	1,500 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満

\*赤土等流出防止条例については、  
住民生活課 968-2460 へお問い合わせください。

### 《農地法、農振地域》

- \*農地法については、農業委員会 968-4717 へお問い合わせください。
- \*農振地域については、農林水産課 968-2645 へお問い合わせください。

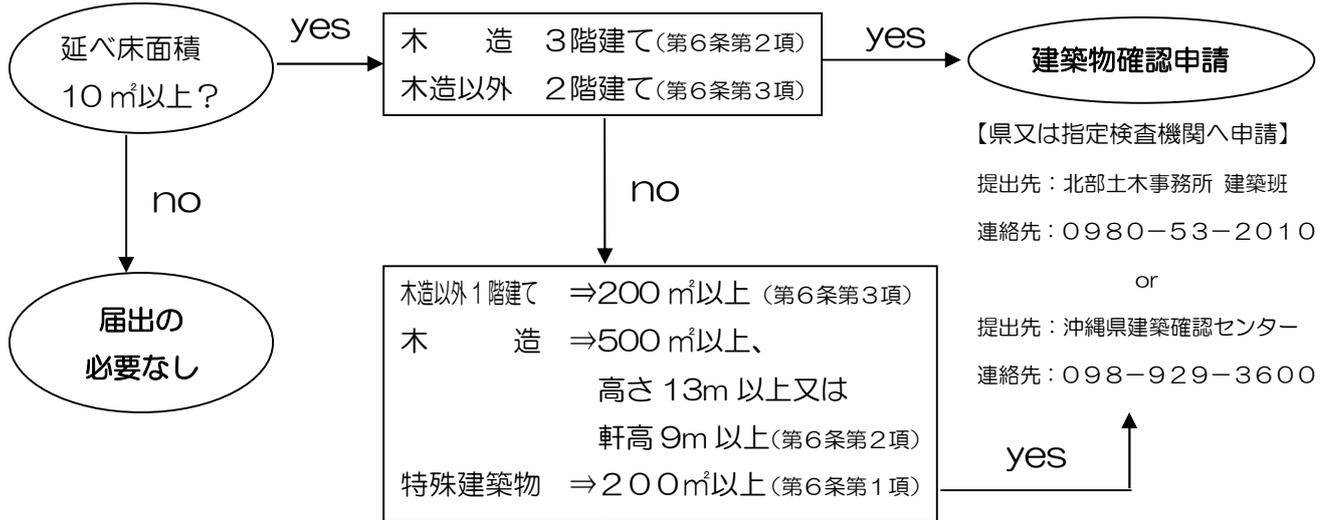
### 《集落排水》

- \*集落排水の供用地域、予定地域等については、  
上下水道課 968-3950 へお問い合わせください。

### 《住宅等開発磁気探査費補助金》

- \*個人住宅・民間事業所などの建築に係る磁気探査費を国・県が補助する制度。  
総務課(行政係) 968-2111 へお問い合わせください。

## ◇新築の場合



【県又は指定検査機関へ申請】

提出先：北部土木事務所 建築班  
連絡先：0980-53-2010

or

提出先：沖縄県建築確認センター  
連絡先：098-929-3600

\*特殊建築物…共同住宅、店舗、病院、学校、集会場、倉庫等

### 【問い合わせ先】

金武町役場 建設課 建設第1係  
☎ 968-2443  
Fax 968-6271

\*既存の建築物を解体するときは、  
建築工事届第四面又は、建築物  
除却届出が必要になります。

建築工事届  
提出部数2部

【建設課へ届出】

工事届の様式は、沖縄県の様式を利用下さい。